

議員発案第1号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月21日

提出者	加茂市議会議員	大橋一久
賛成者	同	山田宗
	同	田中雅史
	同	佐藤俊夫
	同	森山一理
	同	樋口博務

令和6年3月21日

加茂市議会議長 白川克広

原案可決

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p><u>エ 政策推進課の所管に属する事項</u></p> <p><u>オ</u> （略）</p> <p><u>カ</u> （略）</p> <p><u>キ</u> （略）</p> <p><u>ク</u> （略）</p> <p><u>ケ</u> （略）</p> <p><u>コ</u> （略）</p> <p><u>サ</u> （略）</p> <p><u>シ</u> （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ （略）</p> <p>オ （略）</p> <p>カ （略）</p> <p>キ （略）</p> <p>ク （略）</p> <p>ケ （略）</p> <p>コ （略）</p> <p>サ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。